

しゃがむ土偶 3 Dデータ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上岡遺跡から出土した国重要文化財「しゃがむ土偶」を全国へPRするため福島市が作成した3 Dデータ（以下「3 Dデータ」という。）の使用取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(3 Dデータに関する権利)

第2条 3 Dデータに関する使用許可の権利は、福島市に属する。

(使用許可申請)

第3条 3 Dデータを使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書（様式第1号）を福島市長（以下「市長」という。）あて提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- （1）福島市及び福島市教育委員会が使用する場合。
- （2）学校等の教育・研究機関が教育・研究等の目的で使用する場合。
- （3）報道機関が報道及び、広報の目的で使用する場合。
- （4）個人による観察や鑑賞の用に供する場合。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用許可に際し、条件を付すものとする。

(使用の範囲)

第4条 市長は前条の規定により申請書の提出があり、審査の上内容が適正と判断される場合は、使用許可書（様式第2号）により3 Dデータの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

- （1）福島市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- （2）3 Dデータを作成した趣旨に沿わないおそれがとき。
- （3）法令あるいは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）福島市が特定の個人、政党又は宗教を支援又は公認していると誤認されるおそれがあるとき。
- （5）その他、市長が不適当と認めるとき。

(使用料)

第5条 3 Dデータの使用料は、無料とする。

(使用の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、3 Dデータを使用するにあたり、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許可された目的及び用途のみに使用すること。
- （2）3 Dデータを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）しゃがむ土偶の形状等を正しく使用すること。ただし、色・大きさの改変、上下・左右の向き変更は認めるものとし、縦横比等その他の改変を加える場合は、あらかじめ市と協議すること。
- （4）3 Dデータについて商標権、意匠権等の知的財産を取得しないこと。

(5) しゃがむ土偶のイメージを損なう使用をしないこと。

(使用状況等の確認)

第7条 市長は、必要に応じ、3Dデータの使用状況及び使用実績の確認調査を実施することができる。

第8条 使用者は、前条に規定する調査の際、資料の提供等、誠実に応じなければならない。

(使用許可期間)

第9条 使用許可期間は、許可した日の属する年度内を期限とする。ただし、年度を越えて使用しようとするときは、改めて使用許可申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 使用者が申請の内容を変更しようとするときは、再度、使用許可申請書（様式第1号）を市長へ提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第11条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、3Dデータの使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第3条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他、市長が不適切と認めたとき。

第12条 許可を取り消された者は、許可取消の連絡があった日以降、当該申請に係るデータの使用、配布及び掲示をしてはならない。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。